

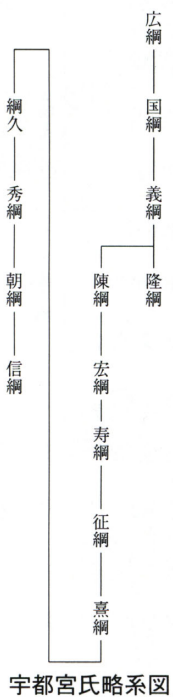
高橋省吾家文書

高橋家(宇都宮市新里町)は当家蔵の「高橋氏系図」によれば、鎌倉の中頃高義の時三河国高橋から下野に移住し、宇都宮貞綱の家臣となり、その後、戦国頃にも「下野宇都宮広綱公家臣、慶長度国綱御代浪人(二)成、落隠シテ新里村(二)住ス」とあり、宇都宮氏の家臣であったが、慶長二年(一五九七)宇都宮国綱の没落後は帰農して新里村に居住し、村役人を勤めました。近くには今も戦国頃と思われる宝篋印塔が残されています。

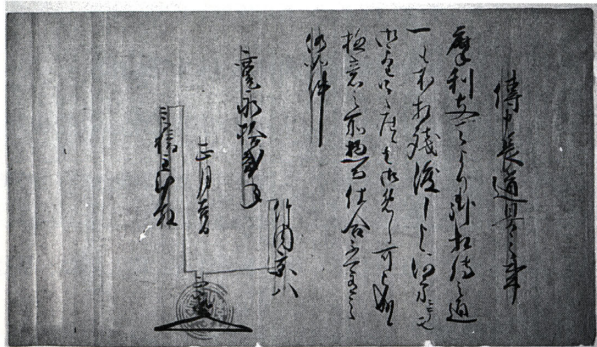
さて、所蔵文書の点数は、二十一点と決して多くありませんが、興味あるものが含まれています。それを整理したのが左の表です。官途状や感状の存在は、宇都宮氏や芳賀氏・小宅氏との密接な関係―主従関係を示すものです。国綱没落後の宇都宮氏は、水戸藩に仕官しますが、かつての旧臣達の多くは江戸時代になっても、主家であった水戸の宇都宮氏を訪ね、官途状を貰い、主従の結びつきを確認しあっています。例えば、高橋善右衛門は享保七年(一七二二)十一月、先祖の儀を忘れず忠の志浅からずと言う理由で、宇都宮征綱から感状を貰っており(ハ―③)、同十二年には官途を与えられています(ロ―⑤)。逆に主家の宇都宮陳綱が旧臣の高橋善右衛門の家を訪ね大変御馳走になり、高橋家に代々伝わる宇都宮広綱(二十一代城主、国綱の父)の判形のある文書(現在はない)や芳賀高継から高橋和泉守に充てた感状を見て大変感激しています(新川 武紀)

『栃木県史料編・中世一』には、高橋百寿氏所蔵として高橋省吾家文書の中からハ―①・②・③の三点を収録していますが、注意すべきは①を「芳賀高益感状」としていることです。これは高益ではなく高継とすべきで、先に触れた陳綱の見たという文書(ハ―①)がこれに相当すると思われる。更に、これは年欠ですが天正二年に比定されます。高橋正周家(宇都宮市清住町)にも同文の文書があり、それには「天正武年」の貼紙があり、また「小田部庄右衛門氏所蔵文書」や内閣文庫所蔵「宇都宮氏家蔵文書」にも「天正二甲戌三月廿六日 芳賀伊賀守高継 判」とあります。

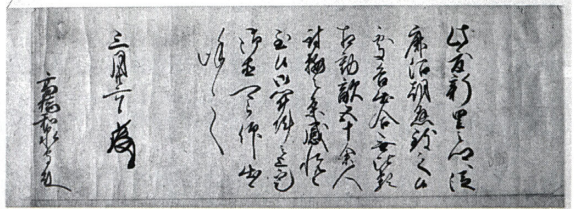
史料名	年号	目録番号
イ 高橋氏系図	—	10
ロ 官途状		
①小宅高良官途状	— 4月吉日	3
②宇都宮国綱官途状	— 3月12日	21
③宇都宮隆綱官途状	寛文3年2月29日	6
④某(宇都宮宏綱カ)官途状	元禄7年正月 日	5
⑤宇都宮征綱官途状	享保12年正月	7
⑥宇都宮嘉綱官途状	宝暦13年正月21日	8
⑦宇都宮朝綱官途状	天保4年正月23日	9
ハ 感状		
①芳賀高継感状	(天正2年)3月26日	4
②宇都宮陳綱感状	宝永3年9月27日	2
③宇都宮征綱感状	享保7年11月	1
ニ 兵法関係		
①伝申長道具之事	寛永12年正月吉日	11
②伝申長道具之事	〃	12
③伝申槍之事	〃	13
④長道具一流相伝許状	〃	15
⑤馬上之槍右風之次第	〃	16
⑥槍之大事	〃	17
⑦護身法秘法許状	安永10年3月21日	20
⑧用真流捕手	—	13
⑨兵法極意許状	—	18
⑩太刀留之法等伝授状	—	19



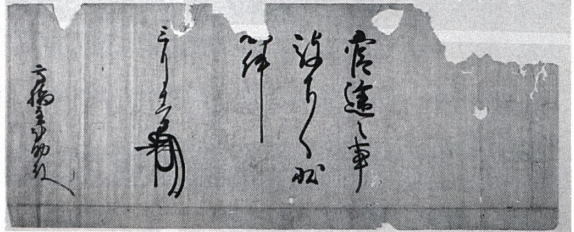
宇都宮氏略系図



二―②



ハ―①



ロ―②